



P&I 特別回報

第 16-009 号
2016 年 6 月 24 日

日本船主責任相互保険組合

外航組合員各位

2006 年海事労働条約(MLC)の発効 (その 3)

題記の件に関し、2013 年 5 月 23 日付特別回報[第 13-001 号](#)をご参照下さい。

MLC は 2013 年 8 月 20 日に発効しました。2014 年 4 月に国際労働機関(ILO)は、2009 年に IMO/ILO 合同の金銭上の保証につき検討するワーキンググループが合意した原則を実施するために、いくつかの点で MLC を改定することに同意しました。これらの改定は 2017 年 1 月 18 日に発効する予定です。

同日以降、MLC 対象船は、遺棄の際に船員の送還費用及び契約上受給権のある最大 4 ヶ月分の未払賃金や未払給付金について、保険手配あるいは他の金銭上の保証が手配されていることを示す保険者あるいは他の金銭上の保証の提供者が発行した証書の本船内保持が要求されます(改正 MLC 第 2.5.2 規則)。更に、船員の負傷、後遺障害、死亡から生じる契約上のクレームに対する責任について別途証書が要求されます(改正 MLC 第 A4.2 基準)。

金銭上の保証についての持続可能な解決策の模索

船主がこれらの金銭上の保証の追加要求を満たすのを援助するために、国際 P&I グループ(IG)加盟全 13 クラブは、P&I 保険契約規定に特別条項を挿入することによって MLC 上の必要な証明を提供し、もし MLC に依拠する事案が発生した場合には船員に直接補償することを、現在提案しています。但し、クラブはメンバーに対する求償権を留保しています。また、これらの MLC 上の新規の責任が IG の現在のプール手配には含まれないことを前提としています。

IG 加盟全クラブは、船員を遺棄する結果となるメンバーの財政的破綻についてクラブの責任が生じた場合に備えて、別途グループ再保険を手配することに同意しました。この再保険は現在手配中ですが、再保険者とは前向きに議論されています。IG はこの金銭上の保証がきちんと手配されるよう引き続き取組み、2017 年 1 月に改定 MLC が実際に発効した時点で、要件とされる証書を船主が入手できるよう、また、IG に裏付けられたスキームによって、船員と加盟国に不安を与えないよう、手続きを進めています。

IG はまた、証書の問題について、現在条約を批准している 77 ヶ国で同じように取り扱われるように、主要数ヶ国と対話をしています。

新たな最新情報を入手致しましたら、お知らせ致します。

国際 P&I グループの全てのクラブが同様の内容の回報を発行しています。

以上